

各医療施設管理者 様

長崎県医療人材対策室長
(公 印 省 略)

看護職員等処遇改善事業について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃より格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 1 1 月 1 9 日閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、国の令和 3 年度補正予算において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 1 % 程度(月額 4,000 円)引き上げるための措置を令和 4 年 2 月から前倒しで行うための補助事業が実施されることとなりました。

現段階で、国からの正式な通知等はありませんが、先立って、先日、厚生労働省主催の都道府県看護行政担当者等会議が開催されましたので、その会議資料を情報提供させていただきます。補助事業の対象となる病院におかれましては、補助事業の内容等をご確認いただき、事前準備等をよろしく願います。

また、正確な対象医療機関の把握のため、別添調査票を、1 月 2 1 日(金)までにメールまたは F A X にて回答していただきますようお願いいたします。

記

1 . 補助事業の概要

(1) 対象となる医療機関

以下の全ての要件を満たす医療機関

- ・ 令和 4 年 2 月 1 日時点において、診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、令和 2 年度(令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月) 1 年間における救急搬送件数が 2 0 0 件以上の医療機関又は三次救急を担う医療機関(救命救急センター)
- ・ 令和 4 年 2 月・3 月分(令和 3 年度中)から実際に賃上げを行っていること。(各病院は県へ賃上げを実施した旨の用紙を提出。)なお、令和 4 年 2 月分の支給に間に合わない場合は、3 月に一時金により支給することを可能とする。
- ・ 令和 4 年 4 月以降は、賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の 2 / 3

以上をベースアップ等（基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善）に使用すること。なお、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2及び3月分は一時金等による支給を可能とする。

（2）賃金改善の対象となる職員

看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）

各病院の判断により、看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコミディカルの賃金改善に充てることが可能。

医師・歯科医師・薬剤師は本事業の対象外です。

詳細につきましては、添付の資料5「看護職員処遇改善事業の実施について」をご覧ください。

2. 添付資料

- ・「看護職員等処遇改善事業」調査票
- ・資料1 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」・令和3年度補正予算
- ・資料2 看護職員等処遇改善補助金の概要
- ・資料3 想定される執行スケジュール（イメージ）
- ・資料5 看護職員等処遇改善事業の実施について
- ・資料6 看護職員等処遇改善事業に係る賃金改善開始の報告（様式）
- ・資料7 看護職員等処遇改善補助金に関するQ & A（第1版）

3. 備考

事業内容や添付資料等に関するご質問等につきましては、今後、厚生労働省が設置するコールセンターにおいて対応させていただく予定としております。

コールセンターについては、1月17日から設置される予定ですので、厚生労働省のHP等をご確認いただき、ご質問等がある場合は、コールセンターまでお願いします。

なお今後、国からの情報提供があり次第、順次情報提供させていただきます。また、資料6の「看護職員等処遇改善事業に係る賃金改善改善開始の報告」の提出についても、提出方法等改めてご連絡させていただきます。

長崎県 福祉保健部 医療人材対策室（担当：井邑、柿森）
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL：095-895-2421 FAX：095-895-2573
メール：vivaimu0610@pref.nagasaki.lg.jp（井邑）
hirotoshi-kakimori@pref.nagasaki.lg.jp（柿森）